

6. 応募期間 令和8年5月29日（金）まで（必着）

7. 応募制限

- (1) 応募の申請は、1 団体 1 事業に限ります。
- (2) 7月以降に実施される事業を対象とします。
- (3) 申請された事業について、他からの助成を受けているか又は受けることになっている場合は応募できません。

8. 応募方法

本会所定の「令和8年度社会福祉活動助成金交付申請書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、次の書類を添えて申請してください。

- (1) 当年度の事業計画書・収支予算書
 - (2) 前年度の事業報告書・収支決算書
 - (3) 定款又は会則・規約、役員名簿
 - (4) 団体の活動を紹介する資料、活動の内容が把握できる資料
 - (5) 事業費の使途に備品等の購入が含まれる場合は、見積書（写）等
- ※ 備品とは、1 個又は1 組の価格が 1 万円以上で、形状等があまり変化しないものです。
 - ※ 申請受付後、必要に応じて追加資料の提出や電話等での問い合わせをさせていただきます。
 - ※ 申請書類の返却はいたしません。
 - ※ 申請書（様式第1号）は、応募期間中、本会ホームページ上で取得可。
【富山市社会福祉協議会ホームページアドレス】
<http://www.toyamacity-shakyo.jp/>

9. 対象経費、対象外経費

【対象経費】

外部講師に対する謝金・交通費、消耗品費、通信費、会場費、印刷代、備品、食材料費（体験、交流のための食材料代は費用の1/2を対象とする）、その他協議会長が必要と認めた経費など

【対象外経費】

飲食代、家賃、申請事業とその他の活動との区別・判断が難しい経費（光熱水費、ガソリン代など）、その他協議会長が対象外と認めた経費など

10. 注意事項

- ※申請事業に収入（利用料や参加費など）がある場合、その収入を除いた総事業費について審査いたします。
- ※予算以上の申請があった場合、備品購入が主たる事業へは助成できない場合があります。
- ※助成金の対象となる経費は、助成金交付決定日以降に支出したものに限りです。

11. 助成金の決定

- (1) 審査・決定通知は6月中旬までに行う予定。
- (2) 助成金の送金は、指定された金融機関へ6月下旬までに行う予定。

12. その他

当助成金を通して、「富山市社会福祉協議会」を広くPRしたいので、活動パンフレットや広報活動において、助成を受けた旨を明記して下さい。

13. 申請送付・問い合わせ先

〒939-8640 富山市今泉 83-1
社会福祉法人富山市社会福祉協議会 本所・福祉総務課総務係あて
TEL 422-3400 FAX 491-2433
ホームページ <http://www.toyamacity-shakyo.jp/>